

## 演習シート

### ケース

介護老人保健施設(定員 100 名)において、介護サービスの内容として明記されていたポータブルトイレの清掃義務を施設側が怠ったため、当時 95 歳の要介護度Ⅱの女性が自らこれを清掃しようとして、利用者の立ち入りを予定していないトイレ併設の洗い場に赴いた際に、洗い場入り口の仕切りにつまずいて転倒し、要介護度Ⅲになった。

### 施設側の主張

施設では、足下のおぼつかないような要介護者に対しては、ポータブルトイレの汚物処理は介護要員に任せ、自ら行わないようにとの指導をしていた。

仮にポータブルトイレの清掃がなされていなかったとしても、自らポータブルトイレの排泄物容器を処理しようとする必要性はなく、ナースコールで介護要員に連絡して処理をしてもらうことができたはずである。

事故発生日に利用者が介護要員にポータブルトイレの清掃を頼んだ事実はない。

洗い場は、入所者・要介護者が出入りすることが予定されていない場所であった。